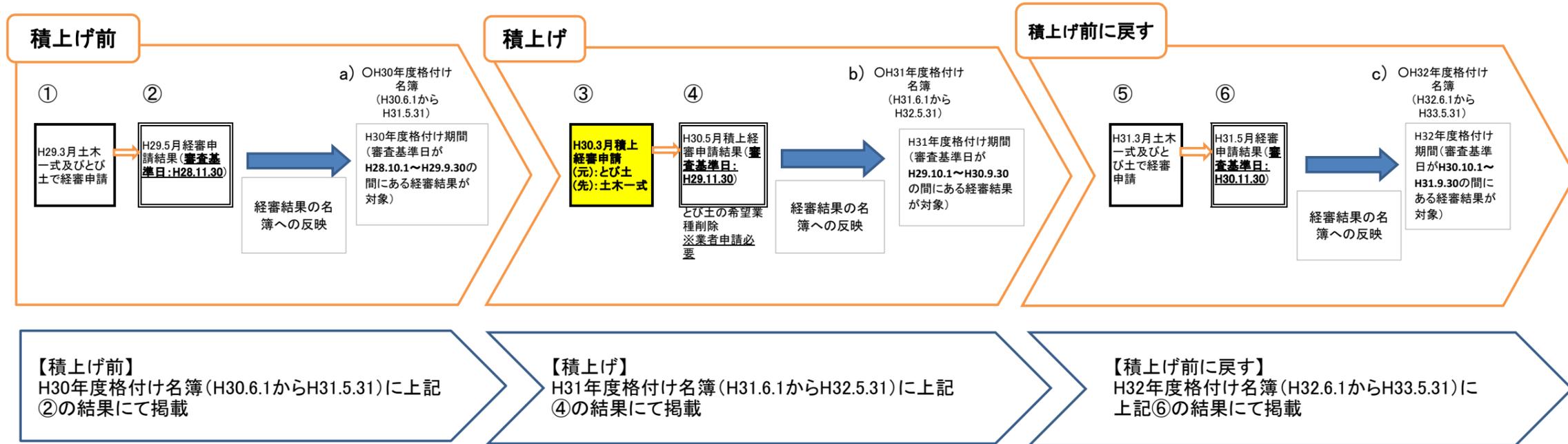


三重県における名簿登載例
(積上げを行い、その後積上げ前の状態に戻す場合)

○経審と名簿掲載の流れ(審査基準日が11月30日の場合)



※⑥以降c以前(a,bの期間)でも希望業種追加申請は可能であるが、とび土は名簿上の点数は1点(格付け期間内の経審がないため)。

【補足】

- ①当初土木一式及びとび土で経審受審
- ③とび土を土木一式に積み上げる経審を受審
- ④積上元業種の希望業種抹消。
- ⑤で土木一式及びとび土の経審申請。
- ⑥経審結果にて再度とび土も経審あり。

※⑥以降、とび土の希望業種を変更申請にて追加申請可能。なお、希望業種追加による名簿登載は5月、8月、11月、2月。
 ※⑥の点数を名簿に反映できるのはc時点の格付けとなる。
 ※⑥以降c以前(a,bの期間)でも希望業種追加申請は可能であるが、とび土は名簿上の点数は1点(格付け期間内の経審がないため)。



経営事項審査を受審される皆様へ

経営事項審査において積み上げをした結果、経審点数が抹消された業種（積み上げ元業種）が入札参加資格者名簿に掲載されている場合は、すみやかに共同受付（公益財団法人三重県建設技術センター）に入札参加希望業種削除の届出を必ず行ってください。

また、積み上げの有無に関係なく、有効経審のない業種についても同様に届け出をお願いいたします。

有効経審がない業種の入札に参加することはできません！

ご理解とご協力のほど、どうかよろしくお願いいたします。

三重県県土整備部建設業課